

夏季における議事堂内での服装について

1 平成 28 年の三重県議会の状況

(1) 議事堂の設定温度

28℃

(2) 服装

議場内外とも上着及びネクタイの着用は議員各人の自由

(3) 実施期間

平成 28 年 5 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日

2 平成 29 年の県執行部、衆参両院の状況

県執行部、衆参両院とも実施期間等の詳細は未定。

(参考) 平成 28 年の取扱

県執行部：クールビズ（冷房 28℃、ノーネクタイ・ノー上着ファッション）

衆議院：院内は上着・ネクタイなしも可、議場は必ず上着着用

参議院：〃

(実施期間はいずれも 5 月 1 日～9 月 30 日)

〔参考〕 三重県議会における過去の状況

【平成 17 年 6 月 2 日代表者会議】

温度設定は 28℃とし、本会議では、上着、ネクタイ着用、その他は議員各人の自由とする。
議事堂での執行部、事務局職員もこれにならうこととする。
この取り扱いで不都合が生じた際には、再度協議をする。

【平成 18 年 6 月 5 日代表者会議】

6 月議会については昨年どおりとし、問題があれば 9 月議会に間に合うように見直す。

【平成 18 年 8 月 11 日代表者会議】

9 月議会もこれまでと同様に実施

【平成 19 年 5 月 31 日代表者会議、平成 20 年 5 月 27 日代表者会議】

前年度と同様に実施

【平成 21 年 5 月 22 日代表者会議】

本会議では、「上着着用、ネクタイ着用は自由」とし、その他は「議員各人の自由」とする。

【平成 22 年 5 月 21 日代表者会議、平成 23 年 5 月 17 日議長通知及び 5 月 23 日代表者会議】

前年度と同様に実施

【平成 24 年 4 月 20 日議長通知及び 5 月 10 日代表者会議】

上着及びネクタイの着用は議員各人の自由とする。

【平成 25 年 4 月 30 日議長通知及び 5 月 9 日代表者会議、平成 26 年 4 月 30 日議長通知及び 5 月 9 日代表者会議、平成 27 年 4 月 30 日各派世話人会、平成 28 年 4 月 27 日代表者会議】

前年度と同様に実施